

元禄一二年（一六九九）に序を識し、享保二年（一七一七）に改訂成編した『津島紀畧』（乾坤）二編は、対馬郷土誌の基本的名著で、爾後の史書はよくこれを利用している。乾は地理編、坤は事蹟編で、事蹟とは歴史に外ならず、この形式はずっと郷史の範となっている。

私が特に感心するのは事蹟において、編年体で記載された各項目に、かならずその史料の出所が明示されていることで、これは研究に便であるだけでなく、本書が信頼できる第一の要件を具えたものであることは言うまでもない。

しかるに本書が後続の『対州編年略』や『津島紀事』ほど知られていない。

三氏の骨折により、「対馬叢書」として研究史に遺る書物が多く複刻されたりこれが詳しいからで、『津島紀事』（以下紀事という）がよく用いられるも、「記略」よりこれが詳しく面白人物誌、その他これに続いたが、なぜか津島紀畧はその選に漏れている。

鈴木氏に問い合わせたところ、よい底本がありますかということだったが、長崎図書館には二通りの写本が架蔵されている。

また対馬歴史民俗資料館に所蔵している「訥庵叢書」のなかにも、長崎図書館本の一つと同じものが揃つていて、私はこれをよく利用し、仲間の人たちにも薦めてきた。

と記し、さらに凡例において、およ

り六年後で、当然『記略』を参考にしたはずだが、そのことには言及していない。その巻頭の略題に、予は弱冠より州の事蹟に志し、故に之を正史実録に稽へ、之を參するに諸氏百家の説を以て、之を纂輯す。

この八幡宮由緒なるものは、近世主神職藤氏によつて創作された疑いが濃厚で、これについては別稿「対馬國上津八幡宮」に詳論したが、だいたい神社の由緒などというものは、しばしば書き改められることがある。現に嚴原八幡宮の今の由緒は、明治二三年に改訂されたものである。

対馬歴史民俗資料館報 第13号

『津島紀畧』と『対州編年略』

永留久恵

第13号
平成2年3月

編集・発行	馬館
崎民原町	資料室
歴史馬便	今番号
郵電	817-2-3687
印刷	所
長昭電	6-23
崎市和堂	印刷
	(0958)21-1234

そこで『記略』と対比してみると『記略』にない所伝や新説が多く載っている。それには新しい史料を補した功もさることながら、現在の知見をもつてすれば、とても史実とは思えない伝説や、虚構の由緒から取つたものがかなりある。

一例を挙げると、繼体天皇の朝に応神天皇の神靈を対馬島の木坂山に鎮め、欽明天皇二年に対馬島八幡宮の神靈を豊前国宇佐に分祀したといふのはありえないことである。八幡宮の創祀は宇佐というのが動かない定説で、その祭神が応神天皇、大帶姫（神功皇后）になるのは平安時代になつてからである。

この八幡宮由緒なるものは、近世主神職藤氏によつて創作された疑いが濃厚で、これについては別稿「対馬國上津八幡宮」に詳論したが、だいたい神社の由緒などというものは、しばしば書き改められることがある。現に嚴原八幡宮の今の由緒は、明治二三年に改訂されたものである。

このような虚構性の強い由緒等を史料としたところに誤りがあるわけで、この外にも疑わしい所伝が随所にあることから、『編年略』を使用するときはその辺のことを念頭において、史料批判が必要になる。

そこで困るのは史料の出所が明示してないことで、この点はどうしても『紀略』に倣わなかつたのか、いぶかしく思う。私が検しえたところでは、増補されたなかには、藤氏一門（齋延・定房・斎長・仲郷）の学説によるものが少なくない。藤家には古い史・資料があつたともいうが、郷土史家川本達は、それは偽書ではないかと疑っている。

断つておくが、私は藤氏の家学を一概に非難するものではない。その業績には敬意を表する。ただし史実と伝説と自説が判然としない記述に惑わされることがあり、なかには自

説によって歪曲されたり、虚構の歴史が説かれていることに対しても、大いに批判を加えるべきだと思つてある。

『編年略』を編んだ定房は、『紀略』が正史実録に認められた史実だけを取り、現地の伝承や新説を無視していることを不服として、本書を編輯したに違いない。それで内容の豊富な史書ができるることは有難いけれども、無批判に信用はできないということを戒めたい。

この編年略と並んでよく使われる『紀事』についても、同様のことが言えるのは、その資料が多く藤氏から出ているだけでなく、怪しい伝説がが多く盛られているからで、素晴らしい郷土誌ではあるが、史・資料として見るときは玉石混淆の感をいなめない。

この『紀事』については『対馬島

誌』（以下『島誌』という）の編者（日野清三郎）も、その説の牽強付会が多いことを看破して、慎重に対処している。

そこで、しまいに『島誌』を見る

と、雑多の資料をよく取捨選択し、

当然『紀略』と『編年略』を資とし

たはずで、前二書を足して増補整理

されている。各項に適切な表題があ

つてわかりやすく、特に解説と著者の意見は別に付記されているところ

がよい。

ただしそれでもなお不服はある。

『編年略』の虚伝がそのまま記載さ

れていることで、当時としてはやむ

をえないことでもあつたろう。なお

出所を示したところもあるが、多く

の項に出所が示していないことについ

ては凡例にその断りが記してある。

都合から掲出できない)。

寛文八年五月二五日 (毎日記)

八郷之奉り方へ書状遣之、書面ハ

長崎表へ唐船入津之時分ニ候間、

如例年領内浦々ニ被仰付候、念被

入候様ニ与御政所申来候ニ付而、

自然風惡敷唐船漂着仕候者、急度

注進可申上候、并此方之者唐船へ

乗リ不申、又ハ船中之者陸へ不揚

置様ニと申遣ス

記録によつて、その内容の凡そ見

当をつけることはできる。

御触状は、唐船の長崎入津と帰帆

に際に発せられて、その時期を予告

し、漂着時の対応策をも示したものと考えられる。そのため、毎年四月

から五月初めにかけて入津の予告が

あり、また九月には帰帆の触状が届けられていた。藩ではそれによつて、

各郡の奉り役 (奉役) を通じて村々

に触れ下すと共に、関所と遠見番所

(当時一五ヶ所) にもそのことを指

示した。参考までに入津の觸れ下し

状の一例を掲げることにする (帰帆

の際の触状は若干相違するが紙数の

都合から掲出できない)。

寛文八年五月二五日 (毎日記)

八郷之奉り方へ書状遣之、書面ハ

長崎表へ唐船入津之時分ニ候間、

如例年領内浦々ニ被仰付候、念被

入候様ニ与御政所申来候ニ付而、

自然風惡敷唐船漂着仕候者、急度

注進可申上候、并此方之者唐船へ

乗リ不申、又ハ船中之者陸へ不揚

置様ニと申遣ス

当館架蔵の古い藩序日記(毎日記)には、しばしば漂流唐船についての記事があり、かばちや船、広南船、高砂船、南京船、大明かうち船等の名称を見ることができる。

漂流唐船の長崎送り

長郷嘉寿

また一方では、長崎奉行所から藩に對して、毎年二回ずつ、ほぼ定期的に、漂流唐船についての御触状が届けられていたことが知られる。かつては、長崎奉行所御触状控などと

いう記録資料があつた筈と思われるが、今日ではこれを手にすることはできない。多分散逸したのであろう。

そのため、今日では御触状の全文を見ることはできぬけれども、他の

り知られてはいない。そこで、毎日記のなかから関係の記事を拾つて、その概略について述べてみたい。

ここに紹介するのは、寛文五年(一

六六五)六月の記事によるもので、長崎を目指していた唐船が、航路を誤つて対馬近海まで漂流し、島の西海岸に沿つて北上したときの出来事についてである。

この年六月二一日の毎日記のなかに「今日今里浦之前三四里程之沖を、唐船壹艘北ニ走り過ぎ候由」と、地元の佐須郡奉役が上府して届出た記事がある。今回の唐船にかかる発見の第一報である。翌二二日には峰郡奉役からの急飛(急飛脚)で、「昨日青見(海)口三里程沖を唐船壹艘北へ罷り通候由」とあり、二三日には伊奈佐護両郡の奉役から、「二一日唐船壹艘、両郡の堤目中山の前半丁程之所へかかり居り候」という注進が届けられている。「かかり居る」というからには「碇を入れている」という程の意味であろう。以上の四郡の奉役の注進によれば、この唐船は初日の二日に、島の南端から伊奈郡の堺の辺まで、一気に走り過ぎたことが判るので、かなりの順風に乗つていたものであろう。さて、前記の報告はさらに次のように続く。

鹿見浦に漕入れた旨を報告し、なお「此唐船は当初六日ニ高砂出船候由申候。長さ十八間、ほばしら二本、荷物鹿皮、丹木、白砂糖、胡椒等を積居申由、御触状之通り一人も陸へあげ不申、此方とも番船を附置き申候。船中の人数六十三人、水木飯米無之由申候故、水木之儀ハ望ニ相達申候、米之儀田舎ニ無之故如何様成共可被仰付之由申來ル」と述べている。

この注進によつて、藩庁では初めて唐船についての詳報を得たのである。

これによつて、藩では直ちに唐船奉行を任命して、士分二名と組之者三名を伴つて現地の指揮に当るよう急行させ、近隣の村々には漕船の差出しと薪水野さいの「馳走方」を勧定方には米の急送を指示している。又一方では以上的情况を長崎奉行所に注進する使者を任命すると共に、その乗船の飛船差し立ての準備が下命されている。

二四、二五の両日は唐船の記事は無い。

二六日には、現地に急行した唐船

この日両郡から漕船三八艘を出して、唐船を漕ぎ入れようとしたが、風波に阻まれたので中止し、その夜は「番船」を立てて監視し、翌二三日漸く

鹿見浦に漕入った旨を報告し、なお「此唐船は當初六日ニ高砂出船候由申候。長さ十八間、ほばしら二本、荷物鹿皮、丹木、白砂糖、胡椒等を積居申由、御触状之通り一人も陸へあげ不申、此方とも番船を附置き申候。船中の人数六十三人、水木飯米無之由申候故、水木之儀ハ望ニ相達申候、米之儀田舎ニ無之故如何様成共可被仰付之由申來ル」と述べている。

この注進によつて、藩庁では初めて唐船についての詳報を得たのである。

六月二八日には長崎奉行所への注進の使者が出発したとある。

この間にも、唐船漕廻しは順風を得ず困難を極め、西海を南下して府中に達したのは七月六日であった。唐船発見から一六日を要したのである。この間の連日に及ぶ村人達の漕船公役の辛労の程がしのばれる。

染崎延房

日野義彦

明治初期の作家染崎延房(文政元年~明治十九年一一八一八一八六)

は江戸生れの旧対馬藩士であった。
延房の姓の染崎には由緒がある。

附けられ、唐船側から「質唐人」両名が藩に差し出されることになる。

七月九日には、先頃長崎注進のために出発した使者が帰国している。

唐人が、日和に恵まれて長崎へ出帆したのは七月二〇日で、「唐船今朝長崎江出帆、相附御使者乗船同前出帆ス」とある。例によつて、唐船には当方の町船頭と組の者数名が上乗りとし乗り組み、同行の使者船(五拾六挺立藩船)には、御船頭水夫の外、警護の歩行衆組の者と共に、差し出された「質唐人」両人も乗船していたことは言うまでもない。

使者が役目を果して、長崎奉行の返書一通を受領して「首尾能く」帰國して復命したのは八月八日と記されている。この記事の末尾に「唐船に乗り候上乗之者ハ、長崎表にて帶を解申行規仕候由被申候」と書き添えられた一行の記事が目を引いた。

讃岐国（香川県）の高松城主松平讃岐守頼恭の娘元姫が、安永六年（一七七七）、対馬藩主第十代宗義暢（一七四一～七八）に縁付いた。その際、元姫の御供の中に染崎という老女がいた。老女染崎は江戸対馬藩邸の奥づとめをする身になつた。義暢が対馬府中（巣原）の藩邸で、翌七年（一七七八）歿した後も、江戸の対馬藩邸の貞心院（元姫、高松夫人）に忠勤を勵んだ。一生奉公の老女染崎は、対馬藩士大岡臺助の二男廣石衛門を養子に迎えた。この時、染崎を姓としたのである。

四年（一八四三）、憂もんのうちに歿した。春水の歿後、春水と作品を合作した知人・門弟達の一人であつた春笑（染崎八郎）は、二世為永春水を襲名した。筆名は別に柳北軒・戯墨堂・柳北鈞夫がある。

宗家文庫（対馬歴史民俗資料館蔵）の中に、藩士の履歴を記した「奉公帳」がある。染崎八郎は天保四年（一八三三）十六歳の時、御使徒士になり、対馬藩の江戸詰となつた。二十歳の天保十年（一八三九）、父廣右衛門の家督をつぎ、式人扶持の切米二石の身分になつた。八郎は三十六歳の折、第十四代藩主宗義和（一八四九〇）が、参勤交代の下向の折、御使徒士兼勤御供徒士の役で、対馬に渡つた。八郎の在島は嘉永六年（一八五三）の正月から約五ヶ月間で、六月朔日に対馬をたつて江戸に向つた。

文政元年（一八一八）十月、江戸藩邸の下谷の箕輪下屋敷で、染崎廣右衛門に長男が生れた。八郎と命名された。八郎は武士の子として、江戸の空気を吸つて育つた。幼時から八郎は読書を好み、為永春水（一七九〇～一八四三）の「春色梅児誉美」等を愛読する武士の文学青年に成長した。當時、春水は人情本の元祖と称する程の流行作家で、八郎を魅了した春水に入門したのは、八郎が十九歳の天保七年（一八三六）である。

八郎の師匠の為永春水が、天保十一年（一八六二）、四十六歳の延房と改名したのは明治維新後である。奉行帳に「同年（文久三）七月廿五日、幾度八郎同名ニ付、名改之儀願出候間、久兵衛と改名被仰付」とある。江戸藩邸の与頭兼大目付の改革の際、言論統制に触れ、天保十

四年（一八四三）、憂もんのうちに歿した。春水の歿後、春水と作品を合する。

同年（一八六三）二月二十一日、幾度正親は第十五代藩主宗義達（一八四七～一九〇二）に、随従して江戸をたち、京都に向つた。この時、改名した理由が、幾度八郎の奉公帳に記されている。「文久三年（一八六三）二月五日、今度御上京御供被仰付候處、議奏正親様（江名前相憲、改名之儀願出候付、八郎と改名被仰付候段、右同日來」とある。正親町天皇の御し号を憚り正親は八郎に改名を仰せつけられた。上司と同名は許されない封建の時代であり、染崎八郎は久兵衛と改名したのであつた。

今よりは故郷の空にすむ月をいざやながめて遊びあかさん染崎八郎、のちの久兵衛は藩への奉公と、作家活動の両立をめざしたが、幕末多忙の対馬の藩情は、実直な武士の彼に戯作を思うように許さなかつた。彼の作品の中で著名なのに、赤穂義士銘々伝の「いろは文庫」、伊達誠忠録の「珍説千代之鑑」等がある。作品は師春水の艶麗な作品よりも、儒教的な道徳のもとに、勸善懲惡的な傾向をみせていく。

明治維新後、久兵衛を延房と改名した彼は、幕末維新通俗史「近世紀聞」や実録ものの「浪華史略」など

参考文献 明治文学全集 明治開化 文学集（一）

